

第5 請求の趣旨

1 請求の趣旨において債務額を表示することの要否

設例

AとBの各自運転する自動車が衝突し交通事故が発生したものの、AもBも自身の相手方に対する損害賠償責任はそもそも予見可能性、回避可能性がなく生じないと主張している。この場合に、AがBに対して損害賠償債務不存在確認の訴えを提起する際に、訴状の請求の趣旨欄にはどのような記載をするべきか。

債権額を請求の趣旨に表示しない確認の訴えについて、最高裁昭和27年12月25日判決（民集6・12・1282）は、「訴状には請求の趣旨すなわち、原告が訴訟物につき如何なる範囲で如何なる内容の判決を要求するかを記載しなければならず…もし訴訟物が金銭債権であれば必ずその金額を一定してこれが範囲を明確にすることを要するのであって、このことは、それが給付の訴であると確認の訴であるにより毫も差異はないのである」と判示しています。

しかしながら、上記最高裁判決の事案は金銭債権の「積極的」確認訴訟であることから、その射程が直ちに消極的確認訴訟にまで及ぶものではなく、むしろ、一定金額を示すことが当事者の公平を確保するうえで意味を持たない消極的確認訴訟については債務の存否のみの確認の訴えを不適法とする趣旨のものではないと解すべきであると解されています（浅生重機「債務不存在確認訴訟」木川統一郎ほか編『新・実務民事訴訟講座1（判決手続通論1）』366頁（日本評論社、1981）等）。

債務額を請求の趣旨に表示しない債務不存在確認訴訟について、多数説及び実務は、かかる訴えを一律には不適法としていません。

その理由について、消極的確認の訴えの場合は、原告（債務者）側で具体的金額を把握できない場合も少なくなく、具体的な数額が示されていない場合でも被告（債権者）側の防御にさほど支障がないことなどが挙げられています。

例えば、交通事故に基づく不法行為を原因とする損害賠償債務について、被告が損害として一定金額（例えば1000万円）の主張をしているケースにおいては、原告がその全額の不存在確認を求める場合には、「原告の被告に対する〇〇事故に基づく不法行為を原因とする金1000万円の損害賠償債務が存在しないことを確認する」と記載することとなります。

また、原告が損害賠償債務のうち的一部分（例えば30万円）の存在を認め、その余の部分の不存在確認を求めるのであれば、「…債務は金30万円を超えて存在しないことを確認する」と記載することとなります。

これらに対して、被告が一定の金額を主張していないときには、債務額を表示しないで単に、「原告の被告に対する〇〇事故に基づく損害賠償債務が存在しないことを確認する。」というように記載すれば足りることとされています。弁済や填補により消滅した部分を除外する場合には、「…債務のうち弁済にかかる金〇〇円を控除した残額が〇〇円を超えて存在しないことを確認する。」と記載すればよいでしょう。

他の責任原因（契約責任等）に基づく損害賠償債務や各個の損害（傷害、死亡、物損等、あるいは治療費、逸失利益等の損害費目）の全部又は一部の不存在確認を求める場合にはその旨を表示することが必要でしょう。

なお、請求の趣旨において債務額を表示することは必要ではないとしても、債務の法的性質は特定する必要がある、これらの点を混同しないよう注意する必要があります。

以上より、設例の場合、訴状の請求の趣旨欄には、次のように記載すべきでしょう。

- 1 原告の被告に対する別紙記載の交通事故に基づく損害賠償債務が存在しないことを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

なお、債務不存在確認訴訟の原告が交通事故の発生自体を争う場合には、訴状の請求の趣旨欄に次のように記載するのが望ましいでしょう。

- 1 被告において平成〇年〇月〇日に〇〇〇で発生したと主張する交通事故に基づく原告の被告に対する損害賠償債務が存在しないことを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

2 債務額の上限を表示しない請求の趣旨の解釈

(1) 請求の原因及び一件記録による債務額の特定

設 例

債務額等確定請求事件の訴状の請求の趣旨として、「原告の被告に対する債務の残存元本は金80万円を超えて存在しないことを確認する。その余の原告の被告に対する債務は存在しないことを確認する。訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求め、その請求の原因として、「訴外〇〇は平成〇年〇月〇日被告から金110万円を弁済期平成〇年〇月末日の約束で借受けたところ、同人は同年〇月〇日死亡し原告が相続し同債務を承継した。原告は同貸

金の弁済として平成〇年〇月〇日金30万円を被告に支払ったので、前記貸金元本110万円よりこれらを差し引くと残存元本は80万円となる。ところが被告は80万円以上の残債務の存在を主張するので本訴に及んだ。」と陳述した。かかる事案において、請求の趣旨は特定されているといえるか。

訴え提起の段階においては、債務額を表示しない請求の趣旨も一律に不合法とはいふことができないとするのが実務の取扱いですが、紛争解決のためには、審理の結果債務額が確定することが望ましいといえます。

原告が金銭債務の上限額を請求の趣旨に表示しなかった債務不存在確認訴訟について、最高裁昭和40年9月17日判決（民集19・6・1533）は、請求の趣旨及び請求の原因並びに一件記録によると、原告が貸金債務について不存在の確認を求めている申立ての範囲（訴訟物）は、原告の自認額を貸金債権額から控除した残額の債務額の不存在の確認であり、裁判所は、申立ての範囲（訴訟物）である貸金残額の存否ないしその限度を明確に判断しなければならないとの判断を示しました。

この最高裁判決を踏まえると、請求の趣旨に債務額が表示されていなくても、請求の原因及び一件記録により債務額を特定することにより、紛争の実効的解決を図ることができることとなります。

したがって、上記最高裁判決の事案をベースとした設例の場合にも、一件記録や請求の原因等から貸金債権額が明確になった場合には請求の趣旨の記載として不合法になるものではないということとなります（請求の趣旨の解釈によっても債務額の上限が明示されない場合に請求の特定を欠くこととなるかという問題については、薦田茂正＝中野哲弘編『裁判実務大系（13）金銭貸借訴訟法』333頁（青林書院、1987）参照。）。

第6 請求原因事実

1 確認の利益を基礎付ける事実

訴状には、請求の趣旨及び原因が記載されなければならないとされています（民訴133②二）。

債務不存在確認訴訟を提起する際、訴状の請求原因として、被告は原告に対し、請求の趣旨記載の債権を有すると主張していること（確認の利益を基礎付ける事実）を記載します。

具体的には以下のとおりです。

- 1 被告は、原告に対し、別紙債権目録記載の債権を主張している。
- 2 よって、原告は、上記債務が存在しないことの確認を求める。

上記1において訴訟物たる債務を特定するために必要な事実を記載することを要します。

上記に加えて、被告が原告に対して特定の給付を求めるに至った経緯・原因（確認の利益を基礎付ける事実）、債務不存在の根拠となる理由をも具体的に記載するのが望ましいでしょう（民訴規53②参照）。

確認の利益は訴訟要件であって裁判所の職権調査事項であるため、仮にこれを欠くときは訴え却下の訴訟判決がなされるべきものですが、その判断は職権探知によるのではなく、当事者の弁論にあらわれた事実に基づいてなされる以上（兼子一『新修民事訴訟法体系〔増訂版〕』205頁（酒井書店、1965）、新堂幸司ほか編『講座民事訴訟2』165頁・298頁（弘文堂、1984）等）、原告において主張することを要するためです。

被告が原告に対し請求の趣旨に記載した債務の存在を主張している旨の記載で足り、この点については争いがないのが通常ですが、もし争いがあるのであれば、原告はその根拠資料を提出して確認の利益を基礎付ける事実の存在を明らかにする必要があります。

また、上記とは異なり、債務の一部不存在確認を求める場合の請求原因の一例としては、以下の記載が考えられます。

- 1 被告は、原告に対し、平成28年4月1日、金100万円を貸し付けたとして残元金90万円の返還を請求している。
- 2 しかし、上記金銭消費貸借契約に基づく取引経過は別表（記載省略）のとおりであり、残元金は10万円である。
- 3 よって、原告は、被告に対し、請求の趣旨記載の事項の確認を求める。

なお、貸金返還請求の場合に期限の利益を喪失していないとか、利息制限法の制限利率での引き直し計算に誤りがあるといった主張をする場合、これらの主張は抗弁に対する積極否認の先行主張と位置づけられます。

2 訴訟物特定に必要な事実

消極的確認訴訟では、攻撃方法としての請求原因である一定の事実主張というものはなく、訴訟物である権利の発生原因事実については、被告にその立証責任があるとされます（高橋宏志＝加藤新太郎編『実務民事訴訟講座〔第3期〕第2巻－民事訴訟の提起・当事者』118頁（日本評論社、2014）、岡口基一『要件事実マニュアル第1巻－総論・民法1〔第3版〕』69頁（ぎょうせい、2010）等参照）。

しかしながら、処分権主義の結果として原告が訴訟物を特定する権限を有し特定の責任も負うことから、原告としては請求原因により債務を特定する必要があります。

訴状における請求原因の記載が十分ではなく、訴訟物の特定に欠ける場合、原告に補正が命じられ、補正に応じなければ訴状が却下されます。訴状が却下されなかった場合であっても、審理の結果請求原因の記載が十分ではなく、訴訟物が特定されていなかったならば、訴えが却下されることとなります。

そのため、前記確認の利益の基礎となるべき事実（権利関係について当事者間に争いのあること、被告が原告に対して特定の給付を求めるに至った経緯・原因）に加えて、訴訟物特定に必要な事実を記載する必要があります。

これらの主張が欠ける場合には、漫然と債務の不存在を主張した提訴であると評価され（特定不十分）、あるいは紛争の基礎となる事情の提示がない以上は当事者間で紛争がないと評価され、本案判決をする必要性に欠けるとして即時確定の利益が否定されかねません。

したがって、特に原告訴訟代理人としてはこの旨留意すべきでしょう。

以下に、実際の訴訟における具体的な請求原因の記載例を紹介します。大阪地裁平成8年6月28日判決（判タ942・214）（事例41参照）は、献血時の採血による傷害を受けたとして損害賠償を求められたのに対して献血を主催した日本赤十字社が損害賠償債務が存在しないことの確認を求めた事例ですが、その請求原因には次のとおり記載されており、参考になります。

- 1 被告は、原告らに対し、別紙事故目録記載の事故（以下「本件事故」という。）について、損害賠償債権を有すると主張している。
- 2 しかし、右事故に基づいて損害賠償債権は発生しておらず、仮に損害賠償債権が発生していたとしても、原告らは、被告に対して休業損害、治療費、通院交通費等の名目で合計金46万8872円を支払済みであるから、同債権は消滅している。よって、原告らは、被告に対し、右債務の存在しないことの確認を求める。

このように、訴訟物の特定に必要な事実については、「別紙」を利用して遺漏なく記載するケースが多く、損害賠償債務以外の債務の存否が問題となっている事案でも積極的に活用されるべきでしょう。

第1節 貸金関係

事例1

期限の利益喪失を前提にした貸金業者からの一括弁済請求に対して期限の利益を喪失していないこと及び信義則違反等を主張して債務不存在確認を求めた事例

(東京高判平14・10・17金判1162・14)

事案の概要

【当事者】

控訴人X₁：金銭消費貸借契約の借主

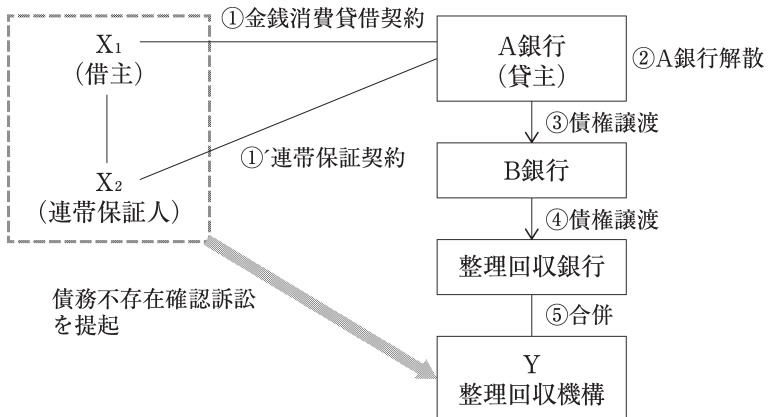
控訴人X₂：X₁の代表取締役

被控訴人Y：Bから債権譲渡を受けた整理回収銀行と合併した整理回収機構

A：金銭消費貸借契約の貸主（銀行）

B：Aから債権譲渡を受けた銀行

【関係図】



【事実経過】

平2.3.16	X ₁ は、銀行Aとの間で1億6000万円の金銭消費貸借契約を締結した。その際、X ₁ の代表者X ₂ が連帯保証をした。
平3.2.28	X ₁ は、銀行Aとの間で1億5000万円の金銭消費貸借契約を締結し、平成2年3月16日分と併せて合計3億1000万円を借り受けた。その際、X ₁ の代表者X ₂ が連帯保証をした。
平8.1.29	銀行Aは解散した。 同日、本件各貸金債権を含む一切の債権は、別の銀行Bに譲渡された。
平8.12.18	銀行Bは本件各貸金債権についての平成8年10月の元利均等分の弁済がないので期限の利益を喪失させる旨等を記載した催告書をX ₁ 及びX ₂ に送付し、本件各貸金債権の期限の利益を失ったと主張した。
平11.3.23	銀行Bは、本件各貸金債権を含む全債権を株式会社整理回収銀行に譲渡し、Yは同銀行との合併により本件各貸金債権を取得した。X ₁ 及びX ₂ はその譲渡について特に異議を留めない承諾をした。
平12	X ₁ 及びX ₂ が期限の利益を喪失していないこと等を根拠としてYに対し遅延損害金支払債務の不存在確認を求めて訴訟を提起した。

訴訟の経緯

- ① 第1審係属中に、YがX₁及びX₂に対して反訴を提起した。
- ② 平成14年1月18日第1審判決は、Xらの訴えのうち遅延損害金支払債務不存在確認請求について訴えを却下するとともにその余の請求を棄却し、Yの反訴請求全額を認容した。
- ③ X₁及びX₂が控訴した。
- ④ 平成14年10月17日控訴審判決は、原判決を取り消したうえ、Xらの債務不存在確認請求を認容し、Yの反訴請求を棄却した。

コメント

1 遅延損害金の発生を防ぐ必要と債務不存在確認訴訟

本件は、バブル経済時期になされた貸付債権の整理回収案件として位置付けられる訴訟です。

貸金債権が存在することについて当事者間に争いはなく、争点は、Xらが本件各貸金債権について期限の利益を喪失したか否か（遅延損害金が発生するか否か）であり、1審と2審で判断が分かれた事例です。

Xらとしては、貸金元本が多額であり、Yが期限の利益の喪失を主張している以上、放置すれば遅延損害金が膨張し続ける可能性のある事案だったといえます。

銀行Bが期限の利益喪失を主張してから訴え提起に至るまで2年程度が経過しており、この間の交渉の詳細は明らかではありませんが、XらはYと従前に合意した金額で毎月の弁済を継続しており、直ちに債務不存在確認訴訟を提起する差し迫った必要性がないと判断された可能性もあり得る状況でした。

しかしながら、Xらの認識と異なり遅延損害金が発生している可能性がある以上（債権者たるYがそのように主張している以上）、いつまでも放置しておくことはできず、債権者側が給付訴訟を提起していないことから、債務者たるXらは遅延損害金の発生の有無、一括弁済の必要性について確定的な判断を得る必要があり、そのための手段として債務不存在確認訴訟を提起したものと推察されます。

2 債務不存在確認請求と反訴請求

本件で、東京高裁は、期限の利益喪失の催告時以降の遅延損害金支払債務が不存在であることを確認するとともに、反訴請求を棄却する判決を下しました。

反訴請求がなされた場合には、原告としては被告の同意を得たうえで本訴を取り下げるといった手段をとることも考えられます。

しかし、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述し、又は口頭弁論をした後の本訴の取下げについては相手方の同意が必要であるのに対して、本訴取下げ後の反訴の取下げについては相手方の同意が不要となります（民訴261②ただし書）。

そのため、債務不存在確認の本訴を取り下げた債務者側が、反訴請求についての棄却判決を期待していたにもかかわらず、知らないまま反訴が取り下げられ、何ら裁判所の判断を得ることができないまま、印紙代等も返還されずに訴訟が終結する危険性があります。

特に交通事故事案では債務不存在確認請求の本訴提起後に反訴提起がなされた場合には裁判所から本訴取下げを求められることがあり得ると思われませんが、上記の危険性を勘案したうえで、取下げについては慎重な検討が必要となりますし、その旨を裁判所にも告げた方がよい場合もあると思われします。

その意味で、本件は最後まで本訴を取り下げずに維持したことで上記危険性を回避した事例としても意義があるといえるでしょう。

<参考判例>

- 消費者金融業者に対して過払いに基づく不当利得返還請求とともに残債務不存在確認を求め、その一部が認められた事例（東京地判9・2・21判タ953・280）
- 個人間を当事者とする金銭消費貸借契約の借主の相続人の一部が特定の相続人が免責的債務引受をなしたため貸金債務を免れたとして債務不存在確認を求めた事例（最判昭40・9・17判時425・29）
- 消費者金融会社であるYからそれぞれ金銭の貸付けを受けたXらが、Yに対し、Xらの返済した金額が利息制限法に基づく利息計算をすればYに対する債務はもはや存在せず、かえって過払いになっているとして、

X_1 について不当利得の返還を、 X_2 について債務不存在確認をそれぞれ求める一方（本訴請求）、YがXらに対し、貸金業の規制等に関する法律43条に基づくみなし弁済が行われたとして、約定利率及び遅延損害金利率を前提とした貸付金の未払金等の支払を求めて反訴請求したが、反訴が棄却された事例（東京高判平9・11・17判タ1005・78）